

和歌山県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第41条第1項の規定に基づく行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号の規定による聴聞を次のとおり実施することから、法第41条第2項の規定に基づき公示する。

令和8年3月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

1 聴聞の期日

令和8年3月19日(木)午前10時

2 聴聞の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 第7会議室

3 事案番号

法第41条第2項に基づく聴聞 和公委第97号